

全専各連

全専各連ホームページから広報（PDF版）がダウンロードできます

No.131 2006年12月18日

発行：全国専修学校各種学校総連合会

発行人：中込 三郎

編集人：菊田 薫

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25

私学会館別館11階

Tel:03(3230)4814 Fax:03(3230)2688



1条校化推進会議を開催

全会一致で1条校化実現に向け活動していくことを了承



専修学校等振興
議員連盟役員会
であいさつをす
る町村信孝衆議
院議員、議連会
長

11月22日、東京都・赤坂プリンスホテルを会場として、毎年定例となっている「都道府県協会等代表者会議」を、平成18年度運動方針である「1条校化推進」の全国的な周知、啓発等を図ることを目的として「1条校化推進会議」と位置づけて開催した。

本会議は1条校化推進本部、都道府県協会等及び課程別設置者別部会代表者等で構成され、当日は56名が出席。

開会にあたり中込三郎会長があいさつに立ち、「制度上『学校』としての地位を獲得するために、『1条校化推進』を運動方針に掲げて以来、初の全国会議を開催できることを嬉しく思う。各都道府県、学校等からの意見や要望を、制度検討、渉外折衝等、今後の運動に活かしていきたい。会員校のために、不退転の決意で運動に取り組んでいく」と述べた。

次に寺門成真文部科学省専修学校教育振興室長が来賓あいさつを兼ねて、配布資料に基づき、①教育基本法改正に関する動向、②教育基本法改正案、③教育振興基本計画、④「衆議院・教育基本法に関する特別委員会」における専修学校関係質疑の概要、④平成19年度専修学校関係予算等について説明を行った後、議事に入った。

【1条校化の推進】

川越宏樹1条校化推進担当副会長より配布資料に基づき、



1条校化推進に向
け決意を述べる中
込三郎会長

1条校化推進会議の位置づけ、ブロック会議における1条校化推進の周知および啓発活動に関し、運動方針の概要（①目的＜「学校」としての位置づけの明確化、制度的格差の早期是正、職業教育体系の構築＞、②方向性＜学校法人立専修学校を前提、現行の設置基準の要件を基本、国による経常費助成は二義的に考える＞）等について、また、具体的な検討の結果として、分科会での検討内容、決議・要望事項の採択状況や概要、提起された意見の概要等について報告が行われた。

次に岩崎幸雄常任理事・1条校化推進本部制度検討担当より配布資料に基づき、制度設計の具体化に向けて、今後想定される論点例（①設置者、②課程・修業年限、③所轄庁、④自己点検・評価、⑤設置基準、⑥経常費助成）について、現在考えられる1条校化実現までの運動期間等について説明が行われた。

続いて事務局が、教育基本法改正の見通し、運動の前提となる専修学校の教育の目的の明確化等について補足説明を行った。

小憩後、1条校にかかる設置者の要件等について質疑応答が行われた後、福田益和副会長・1条校化推進本部渉外折衝担当より、対外的な折衝・要望活動として、専修学校等振興議員連盟役員会への対応（要望書の内容）、都道府

県協会等ごとの運動について（都道府県単位の議連の設立等）、今後の1条校化推進のための事業計画の策定（振興大会の計画）等について説明が行われた。

福田副会長の説明後、意見交換となり、1条校化実現後に想定される問題点や、1条校化実現までの今後の活動計画の提示等についての意見・要望が出された。

また、1条校化に向けた制度設計の手続き、他省庁の法整備との関連性等について寺門室長から説明が行われた。

今後は、推進本部が主体となって本会議で出された意見や要望、協議について検討し、1条校化の実現に向けて活

動していくことを、全会一致で了承した。

【その他】

事務局より配布資料にもとづき「専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定」、「公共職業能力開発施設との役割分担の明確化」について説明が行われた後、全専各連が推薦する大西英男次期参議院議員候補があいさつに立ち、「専修学校各種学校は地方の教育の振興には欠かせない存在である。1条校化の実現、国の職業教育の充実のために尽力していきたい」と述べた。

最後に中込会長が閉式の言葉を述べて会議を終了した。

また、会議終了後には、専修学校等振興議員連盟役員会、懇親会が開催され、全専各連からも多数陪席し活発な意見交換等が行われた。（詳細は以下に掲載）

伊吹文明文部科学大臣表敬訪問



伊吹文明文部科学大臣（中央）を囲んで。

10月18日、中込三郎会長、中島利郎副会長・群馬県会長、川越宏樹副会長・宮崎県会長、小泉凱彦常任理事・東京都会長、田中幸雄常任理事・京都府会長が伊吹文明文部科学大臣を表敬訪問し、専修学校の振興に関する要望書を提出し理解を求めた。

遠藤利明文部科学副大臣表敬訪問



10月4日、中込三郎会長が遠藤利明文部科学副大臣を表敬訪問し、専修学校教育の振興に対して理解と協力を要請した。

専修学校等振興議員連盟役員会で1条校化を要望

11月22日午後4時半から、東京都・赤坂プリンスホテルにおいて、専修学校等振興議員連盟（以下「議連」）の役員会・懇親会が開催された。全専各連からは中込三郎会長や1条校化推進会議に出席した都道府県協会等の代表者らが陪席し、これまでの振興策の実現に対して感謝の意を表するとともに、団体として「専修学校を学校

教育法第1条に規定するなど関係法令を見直し、職業教育の中核である学校として法的に位置づけること」の要望を行った。町村信孝衆議院議員・議連会長をはじめ議連役員の方々からは、専修学校が行う職業教育の重要性を踏まえて、議連としてしっかりと1条校化の運動を後押しする旨の心強い支援の言葉が述べられた。

全専各連第2回常任理事会・全専協第1回常任理事会合同会議を開催

11月13日、東京都・アルカディア市ヶ谷を会場として、全専各連・全専協の常任理事会合同会議が26名の出席者を得て開催された。

開会にあたり中込三郎会長があいさつを行い、寺門成真

文科省専修学校教育振興室長が来賓あいさつを述べ、退席。会則第32条により中込会長が議長に就任し議事に入った。

1. 1条校化推進会議（11月22日開催）について

事務局が当日の議題、構成員、配布資料等について説明。

質疑応答及び要望意見が出された後、異議なく承認された。

2. 平成19年度の全専各連・全専協の運動方針の考え方について

事務局が全専各連・全専協平成19年度運動方針立案に向けた骨子を説明し、異議なく承認された。

3. 厚生労働省への対応

(1) 公共職業能力開発施設との役割分担について

事務局が福島県専各連と公共能開施設との交渉の経過、平成19年度雇用・能力開発機構立の能開施設募集要項の状況について説明。また、厚労省能力開発課長に専修学校等との役割分担を明確にするよう是正を申し入れたことも報告され、引き続き厚労省に対する要望活動を行うことが確認された。

(2) 介護福祉士の資格取得方法等について

事務局が(社)日本介護福祉士養成施設協会が厚労省社会・援護局長に提出した介護福祉士の資格取得方法等の見直し等に対する要望書について説明し、今後とも介護福祉

士制度見直しに関する情報を収集することとなった。

4. 「幼稚園の教員養成機関としての指定」に関する要望

事務局が専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の要件について、既に指定を受けた専門学校と比べて厳格化することなく、幅広く認める方向で検討するよう、10月に文部科学大臣に要望書を提出したことを報告した。

5. 留学生「受け入れに関する自主規約」の改正、ならびに「入学及び在籍管理に関するガイドライン」の制定

全専協の武田哲一留学生委員長が、留学生の適正な就労の促進、不法滞在等の防止に力点を置き、自主規約を改正すること、ガイドラインは不法滞在等を防止する観点から、留学生の入学及び在籍管理並びに卒業後の進路指導等に関する事項を定め、基本的な指針を設けるものであることなどを説明し、異議なく承認された。

最後に、全専各連役員表彰規程第3条による静岡県渡辺雅夫先生(前全国個人立専修学校協会会長)の総会表彰を審議了承し、閉会した。

留学生受け入れ自主規約改正及び入学・在籍管理ガイドラインの制定

11月13日、全専各連第2回常任理事会・全専協第1回常任理事会合同会議で、「留学生受け入れに関する自主規約」の改正、並びに「入学及び在籍管理に関するガイドライン」の制定について承認された。自主規約の改正は、留学生の適正な就労の促進と不法就労・不法滞在の防止が目的。

ガイドラインの制定は、自主規約に基づき、不法就労・不法滞在を防止するための入学者選抜、受入数、学生指導・在籍管理、卒業後の進路指導等に関して留意するべき点について具体的指針を設けるものである。

専門学校留学生受け入れに関する自主規約

全国専修学校各種学校総連合会

(名 称)

第1条 この自主規約は、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」と称する。

(目 的)

第2条 この自主規約(以下「規約」という。)は専門学校における留学生受け入れ体制の整備及び教育環境の充実に関する事項を定めることにより、留学本来の目的である、我が国と諸外国相互の教育水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、我が国及び国際社会における職業教育を推進し、留学生の進学及び適切な就労を促進してさらにその人材育成に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規約において「留学生」とは「出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。)」に定める在留資格「留学」により我が国に滞在する外国人学生をいう。

(設置者及び関係者の責任)

第4条 専門学校の設置者及び関係者は留学生受け入れ

の社会的・国際的責任を深く認識し、学校教育法第82条の2以下、並びにその規定に基づく専修学校設置基準の遵守はもとより、入管法等の留学生関係法令・省令及び文部科学省通知等を熟知し、留学生がその留学目的を十分達成できるよう努めなければならない。

(募 集)

第5条 入学募集要項等における表示は、昭和62年6月の全国専修学校各種学校総連合会(以下、「全専各連」という。)定例総会において決議がなされた、「専修学校・各種学校の表示に関する自主規約※」に基づき、全専各連各ブロック協議会・各都道府県協会等が制定した自主規約に従うこととし、国外においても同様とする。

(入学者選抜)

第6条 入学者選抜に当たっては、諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専門学校の教育を受けるに足る基礎学力と日本語能力(専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。)、適性及び学費・生活費支弁方法等を総合的に判定した上で、入学を許可することとする。

(留学生受け入れ数)

第7条 留学生の受け入れ数は、充実した教育指導を行う観点から、専門学校を設置目的、入学定員、教員組織、施設設備等を考慮した適切なものとし、各学科ごとに適正な数を受け入れることとする。

(生活指導担当職員)

第8条 留学生の生活の指導を担当する常勤の職員を置かなければならない。

(学習・生活の指導)

第9条 留学生の生活指導においては、文化、生活習慣、風習、法律の違いを踏まえ、留学生の学習・生活状況の把握に努め、その所期の留学目的が達成されるよう、我が国の法令を遵守させることをはじめ適切な指導に努める。

(入国・在留に関する事務)

第10条 留学生の入国及び在留に関連して、以下の行為は厳に慎まなければならない。

- ① 入学許可書の過剰発行。
- ② 入国・在留手続きを有料で行うこと。
- ③ 入国管理局に対する各種申請書の不実記載(出席簿、成績表改ざん等。)または提出文書の偽変造。
- ④ その他、入国・在留に関する違法な行為。

(資格外活動)

第11条 留学生がアルバイトを希望する場合は、事前に資格外活動の許可を受けさせ、アルバイトの内容・就業場所・就業時間等を正確に把握し、学習環境を適切に保つよう指導する。

(2) アルバイトの紹介は、学校として積極的に行うものではないが、アルバイト先を紹介する場合には、その費用を徴収してはならない。

(在籍管理)

第12条 出席簿・学籍簿等の必要書類の管理を厳正・適切に行う。

(2) 在学中の在籍管理に十分留意し、不法就労・不法滞在等の防止に努める。

(日本語教育の充実)

第13条 留学生の日本語能力の向上を図るため、必要な日本語教育の体制と環境を整備することとする。

(卒業時の指導)

第14条 留学生の卒業時には、その希望により進学、就労、帰国の指導を適切に行わなくてはならない。また、その在留資格の更新・変更を行わずに、それ以降滞在することが違法であることを周知させ、不法就労・不法滞在等の防止に努める。

(卒業後の連絡)

第15条 卒業生と連絡を密にし、所期の留学目的が達成されるよう努める。

(入学及び在籍管理に関するガイドライン)

第16条 この規約に基づいて、入学及び在籍管理に関することは、別にガイドラインを設けることとする。

附 則

(施行日)

第17条 この規約は平成5年1月1日より施行する。

この規約は平成14年6月20日より改正施行する。

この規約は平成18年11月13日より改正施行する。

※http://www.sgec.or.jp/sgec_new/foundation/foundation_frameset.htmlでご覧いただけます。

平成18年11月13日 専門学校における留学生の入学及び在籍管理に関する ガイドライン

全国専修学校各種学校総連合会

1. 目的

このガイドラインは、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」に基づき、留学生の入学及び在籍管理並びに卒業後の進路指導等に関する事項を定め、留学生が本来の目的を達成し、かつ専門学校がその社会的使命を果たすことを目的として、基本的指針を設けるものである。

2. 留学生の募集及び入学者選抜に関して留意すべき点

よりよい留学生を受け入れるためには、募集・選考がいかに重要であるかを認識し、適正な入学者選抜を行わなければならない。入学を希望する者の中には、残念ながら、不法就労・不法滞在を目的とする者がいることも現実であることに十分留意する必要がある。

(1) 入学資格要件

- 1) 外国において12年の学校教育を修了した者とする。ただし、準備教育課程を卒業し通算12年の学校教育を修了した者を含む。
- 2) 入学資格要件のうち、日本語能力に関しては以下のいずれかの要件を満たす者(専ら日本語の教育を受けようと

する場合を除く。)とする。

- 法務大臣により告示されている日本語教育機関で6ヶ月以上の日本語教育を受けた者。
- 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験において、日本語読解、聴解及び聴読解の合計で200点以上取得した者。
- 財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験の1級又は2級に合格した者。
- 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)において1年以上の教育を受けた者。

(2) 入学者選抜

1) 国内在留中の応募者

国内の日本語教育機関からの応募者を選抜するにあたっては、各校・各学科の教育を受けるに足る基礎学力と日本語能力をチェックするとともに、学費・生活費支弁方法等を確認するためにも面接試験を必ず行い、必要基礎教科等の筆記試験の実施にも努めることにより、総合的に判定した上で入学を認めること。なお、在籍する日本語教育機関の在籍状況(成績・出欠席・資格外活動状況等)は、選抜の際に考慮すべき重要な情報である。

2) 海外からの直接応募者

海外から直接入学を希望する応募者を選抜するにあつ

ては、より慎重に選抜しなければならない。日本での生活に慣れ学業に専念できるようになるには、相当程度の時間がかかる。そのハンデを踏まえ、日本語能力はもちろん、諸外国における教育実情等を勘案しつつ、必要とされる基礎学力を確認する必要がある。さらに、経費支弁能力、学歴、勉学意欲、留学目的、卒業後の希望進路について十分に確認することが必要である。したがって、書類審査のほかに極力、面接試験並びに筆記試験を実施すること。なお、海外において面接等を行う場合、可能であれば経費支弁者と面識を持っておくことが望ましい。

(3) 留学生受け入れ数

留学生の目的意識は、専門分野での知識・技術習得あるいは資格取得にあり、専門学校への入学希望者も増加傾向にある。しかしながら、過去に留学生受け入れの実績・経験が少ない、あるいは不十分な受け入れ体制のまま多数の留学生を入学させた専門学校において、不法就労・不法滞在を発生させた事例が存在した。留学生の受け入れにあたっては、受け入れの実績・経験を踏まえ、学科ごとに適切な受け入れ数を十分に検討し、短期間にその数を増加させないこと。留学生受け入れ数の増加を図る場合には、各校・各学科の将来的なビジョンの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、適正な留学生受け入れ体制を整備しつつ、段階的に実施することが望ましい。

3. 留学生の受け入れ時に留意すべき点

留学生の受け入れにあたっては、様々な配慮が必要になる。特に、新規入国する留学生の受け入れ時には、十分な配慮が必要である。

(1) 留学生の入学時には、必ず留学生向け入学オリエンテーションを実施し、留学期間中の勉学について主に規定する学則の内容や、日本の生活環境及び文化、並びに入国管理に係る法令や注意事項等について周知徹底すること。

これらのことは口頭の指導に留まらず、例えば『留学生生活ガイドブック』などを作成し、留学生に配布して常に参照させること。

また、十分に理解させるために、できる限り複数の母国語ごとにオリエンテーションを開催することが望ましい。

(2) 寄宿舍（学生寮）の整備やアパートのあつ旋等、その環境整備に十分な配慮をしなければならない。

また、部屋を契約するルールや身元保証人の必要性、地域住民との関係を良好に保つためのゴミ出し方法や交通ルール・マナー等についても指導すること。

(3) 留学生の場合、入国・在留手続きに関わる様々な個人情報・書類を取り扱うことから、個人のプライバシー保護について十分配慮しなければならない。

4. 入国・在留事務に関して留意すべき点

(1) 入学予定者の「在留資格認定証明書交付申請」及び在学者の「在留期間更新許可申請」、「在留資格変更許可申請」等の手続きに必要な提出文書は、受け入れ校として内容の真偽を調査し、入国管理局に申請手続きを行うこと。

また、入国管理局に提出する申請書類の不実記載（出席簿、成績表改ざん等）や提出文書の偽変造等を行ってはならない。なお、入国手続き・在留手続きを有料で行ってはならない。

(2) 日本在留にあたり「外国人登録」の申請又は変更、「国民健康保険加入」など法的に必要な手続きを速やかに行うよう指導しなければならない。

5. 学生指導・在籍管理に関して留意すべき点

法務省は通達により、留学生の不法滞在率が5%を超えた専門学校を、非適正校と称し、留学生の在留資格更新期間を1年間としている。専門学校留学生の学生指導・在籍管理に関しては、日本人学生と同様の取扱いでは不十分であり、以下の点に留意すべきである。

(1) 入学時から適切な指導を行うため、指導マニュアル等を作成し、具体的な指導内容と指導体制を常に整備しておくなければならない。

特に日本での留学生生活を支障なく送ることができるよう、留学生の出身国の文化、生活習慣、風習、法律との違いを踏まえ、日本の法律、生活習慣、社会的ルール等を説明して理解させること。校則（進級、卒業、除籍、学納金の納

入）、授業を受ける際の諸注意（出席率、定期考査等成績評価システム）を入学オリエンテーションなど早い機会を利用して説明して理解させること。また、除籍基準を策定し、在留資格取消制度を含め説明して理解させること。なお、奨学金制度や医療費補助制度等も説明して理解させること。

(2) 前項に掲げた留意点に配慮して、本来の留学の目的を達成するため、留学生の生活指導を担当する常勤の職員を置かなければならない。

担当職員は常に学生指導に必要な情報の収集や法律等について研鑽に努めるとともに、留学生の学習・生活状況の把握に努めること。なお、個別指導時や必要な情報の提供を確実にするため、必要に応じて留学生が母国語でコミュニケーションできるネットワーク（在日する卒業生、駐日大使館と連携するなど）を整備することが望ましい。また、留学生の日本語能力の向上を図るため、必要に応じた日本語教育の体制と環境を整備すること。

(3) アルバイトに関する法的条件の周知徹底（許可されている時間数、禁止されている場所と職種、「資格外活動許可申請」の必要性和退去強制及び罰則を含む）を図るため、詳細に説明して理解させること。

また、学校として「副申書」の発行に留まらず、申請取次制度も積極的に活用すること。アルバイトの内容・就業場所・就業時間などを正確に把握し、雇用主の連絡先などを確認して学業環境を適切に保つよう指導すること。さらに、不法就労防止のために、可能であれば雇用主と連携を取り、留学生の資格外活動に関する法的条件等についての理解を深めてもらうことが望ましい。

(4) 在学中は、出欠席を徹底管理し、学籍簿・出席簿の確実な管理を行い、連絡のない欠席や長期欠席、不規則な生活状況が疑われる者に対しては、面談指導や職員による住居訪問等を実施して改善指導を行い、不法就労、所在不明、不法滞在が発生しないよう適切な指導を行うこと。

そのためにも、入国管理局への定期報告をはじめ関係諸官庁との連携に努めること。

(5) 卒業、退学又は除籍となり、在留資格の変更が生じることとなった場合は、進路の確認を十分行った上で、入管法の規定等必要な情報を提供し、不法滞在や不法就労といった違法行為をさせないよう指導すること。

特に退学、除籍となり当初の在留期限前に在留資格を喪失する者については、即時帰国等具体的な指導とともに、帰国の事実確認にも努めること。

(6) 所在不明で連絡の取れない留学生が発生した場合は、除籍等の処分を行い、速やかに入国管理局へ報告すること。なお、処分後も可能な限り所在の確認に努めること。

(7) 留学生の卒業にあたっては、進学、就労、帰国の進路指導を適切に行い、その後の進路状況を十分に把握すること。また、在留資格の更新・変更を行わずに、在留期限を超えて滞在することが違法であることを当該留学生に対して説明して理解徹底させること。

6. 日本での就労に関して留意すべき点

専門学校を卒業した留学生の日本での就労は、専門士の称号を有し、「技術」「人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格に該当し、就職先の職務内容と専門学校における習得内容に関連性があれば可能である。近年、専門学校を卒業して日本の企業に就労する、また就労を希望する留学生は増えている。

平成18年3月から制度改正により、留学生が専門学校卒業後、現に就職活動を行っており、かつ専門学校による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更が許可され、さらに1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間の滞在が可能となっている。また、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動も許可されることとなった。

専門学校を卒業した留学生の日本での就労に関しては、日本人学生とは異なり、以下の点に留意すべきである。

(1) 専門学校においては留学生の就労に向けた企業との連携（インターンシップの実施及び協力企業の確保・拡充等）、就職情報の収集、卒業時の就職活動の支援体制等の充実に努めること。

(2) 留学生が就職活動を目的とした在留資格変更を申請す

る場合、専門学校は、入国管理局に提出する資料を確認するとともに、継続就職活動を行う留学生の状況を慎重に見極めて推薦状を発行すること。変更が認められた場合には、卒業後も定期的に連絡を取り、継続して就職活動が行われていることを確認し、必要に応じて就職活動の支援を行うこと。

<参考資料>

- 社団法人東京都専修学校各種学校協会編集「留学生受け入れガイドブック」については、専門学校留学生担当者としてよく内容を理解していただきたい資料です。

<参考法令>

- 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年10月政令第319号。最近改正：平成18年5月法律第43号。本文では入管法と略称)
- 「規制改革・民間開放推進3か年計画等において定められ

た規制改革について」(平成18年3月 法務省入国管理局)

- 「在留資格『留学』及び『就学』に係る審査方針について」(平成15年11月 法務省入国管理局)

<参考文献>

- 東京都生活文化局私学部私学行政課／留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会「留学生・就学生の生活指導のための手引き2004」「日本留学生生活の予備知識2005」
- 文部科学省高等教育局学生支援課「我が国の留学生制度の概要—受入れ及び派遣」
- 財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関学生の入国・在留手続きQ & A」
- 留学生関係の問い合わせ先一覧（以下、省略）

平成18年度 全専各連ブロック会議報告

北海道ブロック

9月28・29日の2日間にわたり、北海道・札幌ガーデンパレスにおいて、北海道ブロック会議が(社)北海道私立専修学校各種学校連合会創立60周年記念行事とともに開催された。参加者は約120名。教育研修大会として実施された同会議の大会テーマは「確かな職業教育をめざして」。

はじめに、吉田松雄北専各連理事長が大会会長として「昨年の専修学校制度制定30周年の記念すべき年に、4年制専門学校の卒業生に対する高度専門士の称号付与ならびに大学院入学資格が与えられたことはまことに喜ばしいことであった。30年をひとつの節目として、いま議論されている教育基本法の改正と、我々が主張している1条校化の運動を積極的に推進しよう」とあいさつ。

次いで本大会主管の宮崎善昭北専各連札幌支部長が「専修学校各種学校は社会・学生のニーズに対応する教育を実践してきた。今後もキャリア教育の重要性を意識しながら立派な職業人を育てなければならない」とあいさつし、また北専各連60周年記念事業として行った「青年の樹」記念植樹についてあわせて報告し、歓迎の言葉とした。

来賓を代表して、高橋はるみ北海道知事（代理）から、自ら推進する「新生北海道」の創造に向け人材育成が重要であり、専修学校各種学校への人づくりに強く期待する旨の祝辞があった。さらに上田文雄札幌市長（代理）からも、職業教育の実践とともに地域社会に貢献する生涯学習機関としての専修学校各種学校に対するエールが送られた。これらの祝辞に対して、栗谷川悠北専各連顧問が謝意を表し、格差是正のために1条校化を推進すること、そして職業教育は専修学校各種学校が担うという決意を力強く述べた。

その後講演会となり、「出会いを活かせば道は開ける！一でっかい子育て、人育てー」と題して、中村文昭(有)クロフネカンパニー代表取締役が講演。中村代表取締役は「“何

のために”と問いかけるところからすべてははじまる。自分の会社とそこでの出会いの中で人を育てる大切さを知った。お客にいかに満足してもらうか、そして満足したお客が会社を後押しする。そういった循環を作ることが重要であり、それを具体的に推進できる人作りが大切」と訴えた。

初日の研修大会は以上で終了し、その後は北専各連創立60周年記念式典および祝賀会が行われ、続く29日は記念事業の一環として、中西輝政京都大学大学院人間科学研究科教授を講師に迎え、職業教育講演会「歴史の分岐点に立つ日本」が行われ、一般来場者も含め約400人が聴講した。

午後からは再び研修大会（ブロック会議）となり、「専修学校各種学校をめぐる最近の動向について」をテーマに澤繁樹文部科学省専修学校教育振興室長補佐が講演。教育基本法改正の動向として、職業教育の重要性が盛り込まれたことなどについて解説。また「高度専門士」称号、大学院入学資格付与の制度運用にともなう申請時期の変更や、他の制度との整合に関する情報の提供、平成19年度の専修学校関係予算概算要求等について説明を行った。

引き続き川越宏樹全専各連副会長（1条校化推進担当）が「1条校化運動の推進について」として全専各連が掲げる1条校化運動の基本的考え方と大枠の方向性について解説し、出席者への理解を求めた。さらに全専各連事務局が、教育基本法改正および1条校化推進に向けた全専各連の活動の経緯を説明、また専教振が実施する事業への更なる支援、協力を要請した。

最後に橋場昇札幌副支部長が閉会のあいさつを述べ、すべての日程を終了した。

南関東ブロック

10月20日、神奈川県・崎陽軒を会場に南関東ブロック会議が開催された。参加者は約220名。寺島孝神奈川県副会長の開会の言葉、岩崎幸雄神奈川県会長・南関東ブロック

長の主催者あいさつに続き、中込三郎全専各連会長が「7月から各ブロック会議に参加してきたが、本日の南関東ブロック会議は1条校化推進に関する意見集約としての最後の全体会議となる。昨年、称号『高度専門士』、『大学院入学資格』付与等の制度改革が実現したが、専修学校は現在、制度上『学校』ではなく『教育施設』であるため様々な制約を受けている。学生達のためにも、1条校化を実現し『学校』としての地位を獲得しなければならない。そのためには、今後、自己点検・評価を推進し、学校運営等の見直しを図ることが不可欠だろう」とあいさつを述べた。

次に山本正人神奈川県民部長があいさつを兼ねて、平成14年から神奈川県専各協会と協力して実施している「チャレンジスクール」、「仕事のまなび場」等について説明を行った後、寺門成真文部科学省専修学校教育振興室長、鎌谷秀男専教振理事長が来賓あいさつを行った。

来賓、行政関係者、全専各連、各協会会長等の紹介に続き、文科省報告として、寺門室長から配布資料に基づき、教育基本法改正案の審議状況、「高度専門士」に関する事項（平成18年度の告示、申請手続きの留意点、国家公務員の

初任給の見直し、社会福祉士、精神保健福祉士、学芸員等の受験資格の改正）、eラーニングの拡充にかかる専修学校設置基準の一部改正の内容、税制改正事項、平成19年度専修学校関係予算概算要求、学校基本調査速報値等について説明が行われた。

次に全専各連活動状況報告として、全専各連事務局より配布資料に基づき、教育基本法改正案の審議状況（「職業教育の重要性」が追加、教育振興基本計画等）1条校化運動の考え方、1条校化推進本部の構成等について説明が行われた。

小憩後、第1分科会（総合分科会：1条校化のメリットと課題）、第2分科会（高等課程分科会：神奈川県が取り組んでいる教育連携～高等専修学校展、仕事のまなび場j r）に分かれ討議が行われた。

岡本比呂志埼玉県会長（第1）、鈴木正神奈川県常任理事（第2）よりそれぞれ分科会報告が行われた後、功刀裕樹山梨県副会長より次期主催協会あいさつが行われた。最後に佐藤武昌神奈川県副会長が閉会のあいさつを述べ、会議終了。その後、別室で懇親会が行われ全日程を終了した。

第16回全国専門学校青年懇話会経営戦略セミナー

11月8日から10日の3日間にわたり、全国専門学校青年懇話会第16回経営戦略セミナーが、大阪府・リーガロイヤルホテルを会場に開催された。参加者は約50名。テーマは「事例に学び、自己点検に活かす」。

開講式では山本皓一全国専門学校青年懇話会会長の開講あいさつに続き、重里徳太大阪府副会長があいさつを述べた。

引き続き研修会となり、全専各連事務局が、「平成18年度の専修学校の振興策について」をテーマに講演、次に、寺門成真文部科学省専修学校教育振興室長が「文部科学省Q

& A」と題して質疑応答形式の講演を行った。

記念撮影後の懇親会では、福田益和大阪府会長・全専各連副会長があいさつを述べ、その後、分科会が行われ初日を終了した。

2日目は、「事例に学び、自己点検に活かす」と題し、4つの専門学校による事例発表、講演者によるパネルディスカッション、分科会形式のディスカッション、懇親会、分科会が行われた。

3日目は、分科会において討議された内容の発表の後、閉講式が行われ全日程を終了した。

第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき2006」

生涯学習活動への参加とその振興を図る第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき2006」が、10月5日から5日間、茨城県内主要都市で一斉に開かれた。今年のテーマは「まなびこそ輝く あなたの第一歩」。

開会初日の5日、水戸市の県民文化センターで行われた総合開会式では、秋篠宮殿下ご出席のもと、橋本昌茨城県知事、池坊保子文部科学副大臣らと一般招待者1,500人が出席して、華やかなセレモニーが繰り広げられた。

主会場のひとつとなったひたちなか市の笠松運動公園では、生涯学習見本市が開かれ、約200近いブースで生涯学習に関する情報が全国に向けて発信された。

全専各連・専教振・全国学校法人立専門学校協会・全国各種学校協会は、例年同様ブースを設け、専修学校制度、

J検・B検、「職業教育の日」の広報活動を行った。また、茨城県専各連や県内外の専修学校もブースを設営して日頃の学習の成果を紹介していた。

6日には茨城県庁舎で、行政関係者、専修学校・中学・高校関係者が一堂に会して、専修学校の教育内容や中学・高校における進路指導のあり方などを話し合う文部科学省主催の「平成18年度専修学校教育研究協議会」が開催された。

台風の影響で6・7日の2日間、生涯学習見本市が中止となったものの、会期中、多くの人々が生涯学習の輪に加わり、フェスティバル会場に足を運んでいた。

今回は平成19年11月2日から11月6日まで、岡山県で開催される。

心よりお祝い申し上げます。

秋の叙勲・褒章受賞者

平成18年度秋の叙勲・褒賞が次の方々に贈られました。
長年の努力と功績が認められた関係者のご芳名を掲載し、
心よりお祝い申し上げます。(敬称略)

*旭日双光章

前波良成 (福井県・福井県理容美容専門学校理事長)

*瑞宝双光章

久保ち系 (青森県・青森中央文化専門学校学園長)

川口政枝 (静岡県・川口調理師専門学校理事長)

田所正國 (福岡県・専門学校九州テクノカレッジ学園長)

山口トシコ (奈良県・奈良文化専門学園元学園長)

*旭日小授章

松浦シズエ (熊本県・松浦服装学院学校長)

*瑞宝小授章

厚谷純吾 (北海道・専門学校日本福祉リハビリテーション学院学校長)

*藍綬褒章

齋藤隆 (山形県・山形美容専門学校理事長)

平成18年度専修学校高等課程・新規大学入学資格付与指定校

文部科学省は、11月28日付の官報告示により、本年度の専修学校高等課程・新規大学入学資格付与指定校等を発表した。

【新規指定】(平成19年3月1日より)

群馬県＝群馬調理マイスター専門学校衛生高等課程高等調理科、東京都＝町田家政福祉高等専修学校社会福祉高等課程保育福祉科、文化学院教養高等課程デジタルデザイン科、東京フィルムセンタースクールオブアート専門学校文化・教養高等課程映画総合科、神奈川県＝横浜デザイン学院文化教養高等課程デザイン科、福井県＝青池調理師専門学校高等課程調理師科、京都府＝専門学校ビジネスカレッジ京都商業実務高等課程ビジネス・コンピュータ学科

【名称変更】

(平成14年4月1日より、[] 内が変更)

神奈川県＝大和商業高等専修学校商業実務高等課程商業科→[商業実務高等課程総合ビジネス科]、横浜デザイン学院服飾家政高等課程洋裁科→[服飾家政高等課程服飾科]

(平成15年4月1日より、[] 内が変更)

兵庫県＝辻村学園服飾専門学校服飾高等課程高等本科→[専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション高等課程高等本科]

(平成16年4月1日より、[] 内が変更)

宮城県＝宮城ドレスメーカー専門学校家政高等課程服飾科→[ドレメファッション芸術専門学校]、宮城ドレスメーカー専門学校工業高等課程情報処理科→[ドレメファッション芸術専門学校]、栃木県＝国際情報ビジネス専門学校工業高等課程情報技術科→[工業高等課程情報ビジネス科]

(平成17年4月1日より、[] 内が変更)

東京都＝町田家政福祉高等専修学校服飾高等課程家政科→[服飾高等課程生活科学科]

(平成18年4月1日より、[] 内が変更)

茨城県＝関東高等専修学校工業高等課程航空工学科→[工業高等課程航空科]、関東高等専修学校工業高等課程電気電子科→[工業高等課程マルチメディア科]、関東高等専修学校工業高等課程輸送科→[工業高等課程輸送サポート科]、埼玉県＝彰華学園総合専門学校服飾・家政高等課程デザインアート科→[彰華学園情報文化専門学校]、彰華学園総合専門学校商業実務高等課程情報経済科→[彰華学園情報文化専門学校]、彰華学園総合専門学校衛生高等課程調理技術科→[彰華学園情報文化専門学校]、彰華学園総合専門学校教育・社会福祉高等課程福祉科→[彰華学園保育福祉専門学校]、東京都＝多摩調理師専門学校調理高等課程調理師科→[東京多摩調理製菓専門学校]、長野県＝長野法律専門学校文化教養高等課程法学科→[長野法律高度専門学校]、大阪府＝日本自動車ビジネス専門学校高等課程自動車科→[日本モータースポーツ専門学校新大阪校商業実務高等課程自動車科]、日本自動車ビジネス専門学校高等課程総合ビジネス科→[日本モータースポーツ専門学校新大阪校商業実務高等課程総合学科]、鹿児島県＝赤塚学園造形美術専門学校文化教養高等課程造形美術科→[タラデザイン専門学校]

【指定廃止】

(平成17年3月31日まで)

愛知県＝専門学校享栄ビジネスカレッジ商業実務高等課程商業学科

(平成18年3月31日まで)

宮城県＝ドレメファッション芸術専門学校家政高等課程服飾科、ドレメファッション芸術専門学校工業高等課程情報処理科、福島県＝いわき市立小名浜高等専修学校高等課程家政科、埼玉県＝越生工業技術専門学校工業高等課程高校

併修機械科、越生工業技術専門学校工業高等課程自動車工学科、桐蔭情報経理専門学校商業実務高等課程事務経理科、東京都＝町田家政福祉高等専修学校服飾高等課程生活科学

科、福井県＝専修学校青池クッキングカレッジ高等課程家庭料理科、静岡県＝浜松経理専門学校高等課程商業実務科、山口県＝岩国家政高等専修学校家政高等課程洋裁学科

2006日本留学フェア・韓国

日本の専門学校・大学留学、日本語学校就学を目指す学生を対象とした2006日本留学フェアが、韓国の釜山会場（9月9日）・ソウル会場（9月10日）で開催された。主催は全専各連、(社)東京都専各協会、(財)日本語教育振興協会、(独)日本学生支援機構。参加学校数は専門学校44校27ブース、日本語学校33校27ブース、大学70校68ブース。

釜山会場は、BEXCOを会場として、来場者数は1,596人。ソウル会場は、COEXを会場として、来場者数は2,918人。

両会場とも好天に恵まれ、来場者数は過去最高を記録し、非常に盛況であった。両会場ともコンベンション・センターとして初めてのフェア会場であったが、場所、施設とも充実した内容であり、来場者増につながった要因でもあった。韓国では不況で、大学卒業後、約半数の学生しか就職できない状況であり、日本留学の熱意と関心は高く、日本での就職を望む声が多かった。

第17回全国専門学校日本語教育協会定例総会

6月12日、東京都・文化外国語専門学校にて第17回全国専門学校日本語教育協会の定例総会が開催された。今年度は新規加盟校2校が承認され、総加盟校が28校となった。大沼淳会長のあいさつに続き、各委員会の委員長より事業報告として、総務委員会からフィリピン看護師F T A受入れプロジェクトの事例研究事業認定と進捗報告、教育研究委員会から全国日本語弁論大会の報告、学生対策委員会から日本留学フェア（ベトナム）の報告、国際交流委員会からベトナム現地のトンズー日本語学校、ホーチミン社会科学

人文大学の視察報告が行われた。

また、今年度の事業計画として、新規会員加入促進活動、日本語弁論大会、教員交流会の企画立案、学生募集と入管対策の協議、日本留学フェア（ベトナム）の継続参加、外国人受入れ問題研究、日本国内での国際交流イベントの実施等の事業計画が承認された。その他留学生の定員についての方針は「専門学校の1条校化」の推進に合わせて検討すること、本協会への各種学校の参加の是非については継続協議とし今後も意見交換をしていくことが確認された。

第61回全国私立学校審議会連合会総会

10月12日から13日、青森県・ホテル青森を会場に、全国私立学校審議会連合会第61回総会が、全国から約200名の参加者を得て開催された。

総会終了後、引き続き専門部会となり、第1専門部会（専修学校各種学校関係）は、阿部榮達部会長、木浪賢治副部会長が進行、助言者に岡本比呂志先生、秋葉英一先生を迎え、各協議事項について審議された。

協議結果は以下のとおり。

1. 外国人学校を各種学校として認可する上で各都道府県の取扱いについて

小学校・中学校・高等学校の学齢の外国人を対象としたインターナショナルスクール等を各種学校として認可する場合について、意見交換を行った。

特に各種学校を認可する場合において、小学校・中学校・高等学校制度との兼ね合い、各種学校認可審査基準のほか、審査基準取扱方針等を定めているか、施設設備・教員配置・教育課程等の程度の水準を中心に聴取した。

その結果、外国人学校に対しては、保護者に就学義務が課される学齢の日本人児童生徒は特に受け入れないよう指導している事例や、義務教育期間にあたる小・中学校課程への日本人子女の入学については、学則中の入学資格の条項において「日本の義務教育制度と抵触しない日本人」と明記させる事例も報告された。

外国人学校を各種学校として認可する上で、国の統一的な取り扱いを検討してほしいとの意見集約を行った。

2. 専修学校における各種養成所としての指定基準について

看護養成所の指定の場合、専修学校は厚生労働省、高等学校や大学は文部科学省が所轄庁となっており、同様に、介護福祉士においても専修学校は厚生労働省、高等学校は文部科学省が所轄庁となっている。

私立学校審議会としては設置基準に基づく審査を行っており、専任教員が担当する授業の標準時間数や教員資格等の面で両省間の取り扱いに差異をなくすべきと考える。

国としての縦割り行政の弊害を廃し、統一した対応が必要であるとの意見集約を行った。

＜各専門部会共通議題＞

学校法人の合併に伴う私立学校審議会の関与について

本件については、提案県から事情を伺い、意見交換を行

った。

学校法人の合併についても、私立学校審議会として何らかの関与が必要との意見が多く出されたが、個々の事情により対応が異なるため、今後も引き続き検討する必要があるとの意見集約を行った。

第11回全国専門学校バスケットボール選手権大会

第11回全国専門学校バスケットボール選手権大会が、8月10日から13日の4日間にわたり、東京都・東京体育館で開催された。

全国専門学校体育連盟、全国専門学校バスケットボール連盟共催。後援は文部科学省、東京都教育委員会、東京都専門学校体育連盟。

男子32チーム、女子24チームが参加。大会結果は以下の

とおり。

（男子の部）優勝：アップルスポートカレッジ（新潟県）、準優勝：インターナショナル留学カレッジ（新潟県）、第3位：日本ウェルネススポーツ専門学校（東京都）

（女子の部）優勝：日本ウェルネススポーツ専門学校（東京都）、準優勝：横浜リハビリテーション専門学校（神奈川県）、第3位：アップルスポートカレッジ（新潟県）

第6回全国専門学校テニス選手権大会

第6回全国専門学校テニス選手権大会が、10月24日から27日の4日間にわたり、福岡県・博多の森テニス競技場で開催された。

主催は全国専門学校テニス連盟。後援は文部科学省、九州専門学校体育連盟、福岡県専修学校各種学校協会。

全国予選を勝ち抜いた男子20チーム、女子15チームが参加。

団体戦の結果は以下のとおり。

＜男子の部＞優勝：日本工学院八王子専門学校（東京都）、準優勝：東京スポーツ・レクリエーション専門学校（東京都）、第3位：アップルスポートカレッジ（新潟県）

＜女子の部＞優勝：大阪社会体育専門学校（大阪府）、準優勝：東京スポーツ・レクリエーション専門学校（東京都）、第3位：日本工学院八王子専門学校（東京都）

文部科学省 寺門成真専修学校教育振興室長 就任あいさつ



10月29日より
就任した寺門
成真文部科学
省専修学校教
育振興室長

10月29日付けで、専修学校教育振興室長に就任した寺門でございます。これまで約3年間は、外務省に出向し、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部に勤務しておりましたが、どうぞよろしくお願い致します。

ご案内のとおり、今日、望ましい職業観・勤労観や職業に関する知識・技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を尊重し、主体的に進路を選択する能力や態度を

育むための教育の充実が喫緊の課題となっております。このような状況を受けて、現在（平成18年11月24日現在）国会で審議されている教育基本法案は、その第2条第2号において、自ら進んで働く精神に満ちた人間の育成を目指して、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」を規定し、専修学校を含めた職業教育の重要性を明らかにしております。

これまで専修学校は、弾力的な制度の利点を活かし、実践的・専門的な職業教育を担う教育機関として、産業界の第一線で活躍するスペシャリストを数多く輩出してきていますが、職業教育の充実が喫緊の課題となっている今日、我が国の職業教育において果たすべき専修学校の役割が益々重要となることは論を俟たないと思います。

固より微力ではございますが、専修学校教育の更なる発展のために努力して参る所存ですので、皆様方の御指導の程宜しくお願い致します。

メールマガジンのご案内

全国専修学校各種学校総連合会・財団法人専修学校教育振興会・職業教育ネットでは、最新のお知らせなどをお届けする、メールマガジンの配信を行っています。ぜひ、下記ホームページよりご登録ください。

全国専修学校各種学校総連合会

<http://www.zensenkaku.gr.jp/>

財団法人専修学校教育振興会 <http://www.sgec.or.jp/>

職業教育ネット <http://www.shokugyoukyouiku.net/>

第16回全国専門学校サッカー選手権大会

第16回全国専門学校サッカー選手権大会が、10月18日から22日の5日間にわたり、滋賀県・ビッグレイクで開催された。

主催は全国専門学校体育連盟、全国専門学校サッカー連盟、日本サッカー協会。後援は文部科学省、滋賀県、全専各連、滋賀県体育協会他。

全国予選を勝ち抜いた30チームで優勝が争われた。

大会結果は以下のとおり。

優勝：履正社学園コミュニティ・スポーツ専門学校（大阪府）

準優勝：日本ウェルネススポーツ専門学校（東京都）

第3位：甲賀健康医療専門学校（滋賀県）

第11回全国学生技術コンテスト 〈理容・美容〉

11月27日、東京都・きゅりあん（品川区立総合区民会館）を会場に、第11回全国学生技術コンテストが開催された。主催は（社）全国理容美容学校連盟、後援は文部科学省、全専各連。結果は以下のとおり。

【1年ワインディング部門】文部科学大臣賞：大村真央（東京都・ハリウッド美容専門学校）、学連理事長賞：山本真資（東京都・国際文化理容美容専門学校国分寺校）、全専各連会長賞：中島香織（宮城県・仙台ヘアメイク専門学校）

【2年ワインディング部門】文部科学大臣賞：山越千裕（東京都・国際文化理容美容専門学校国分寺校）、学連理事長賞：渡邊貴明（東京都・パリ総合美容専門学校）、全専各連会長賞：五井理絵（東京都・ハリウッド美容専門学校）

【ヘア・カット部門】文部科学大臣賞：跡治梢（富山県・富山ビューティーカレッジ）、学連理事長賞：佐藤寛之（東京都・国際文化理容美容専門学校国分寺校）、全専各連会長賞：栗村真也（東京都・国際文化理容美容専門学校渋谷校）

【ヘアデッサン部門】文部科学大臣賞：小畑亜季（東京都・国際文化理容美容専門学校渋谷校）、学連理事長賞：古川千紬（東京都・国際文化理容美容専門学校渋谷校）、全専各連

会長賞：渡辺恵理香（東京都・ハリウッド美容専門学校）

【アップスタイル部門】文部科学大臣賞：岡村唯（東京都・国際文化理容美容専門学校渋谷校）、学連理事長賞：植田絵海（大阪府・関西美容専門学校）、全専各連会長賞：荒井愛（東京都・国際文化理容美容専門学校渋谷校）

第18回全国専門学校軟式野球選手権大会

11月13日から17日の5日間にわたり、第18回全国専門学校軟式野球選手権大会が兵庫県・神戸スカイマークスタジアム等を会場に開催された。

主催は全国専門学校体育連盟、全国専門学校野球連盟。後援は文部科学省、兵庫県他。全国から予選を勝ち抜いた16チームが参加。大会結果は以下のとおり。

優勝：静岡医療科学専門学校（静岡県）、準優勝：華調理師専門学校（東京都）、第3位：東京YMCA社会体育・保育専門学校、東京法律専門学校名古屋校（愛知県）

大西英男氏が走っています



全専各連は、来年7月の参議院議員選挙の全国比例代表候補に大西英男氏を推薦しています。大西氏が全国の会員と交流を図るため精力的に走っています。各ブロック会議への参加を終えて、今度は各都道府県を回り始めました。広島、岡山、島根、福島、北海道と各地で集会を開き、今後も

関西、九州、四国、東北と廻ります。

後援会も着々と会員数をのばしています。後援会作りにご協力頂いた皆様へは、お礼の電話や手紙などで対応していますが、未だに連絡の出来ない皆様にはこの場を借りて深く感謝申し上げます。

「教育基本法改正」も間近に迫り、専修学校の1条校化が具体的目標となってきました。国会の場での強い味方として大西候補のご後援をよろしくお願いします。

専教振だより

財団法人専修学校教育振興会

<http://www.sgec.or.jp>J 検 <http://www.sgec.or.jp/jken>B 検 <http://www.sgec.or.jp/bken>

J検 2006後期情報処理活用能力検定 出願者数 情報活用試験

2006年後期より、新試験制度で実施される情報処理活用能力検定（J 検）情報活用試験の一般試験（12月10日（日）実施）、3 級期日指定（A 日程）（12月3日（日）～9日（土）実施）の出願者数が次のとおりまとまった。

<一般試験>		<3 級期日指定(A 日程)>	
出願団体数	188団体	出願団体数	69団体
1 級	3,823名	3 級	1,712名
2 級	5,642名		
<出願者合計>		11,177名	

B検 第21回ビジネス能力検定 出願者数

12月3日（日）に実施される第21回ビジネス能力検定（B 検）の出願者集計が、次のとおりまとまった。可否の発表は平成19年1月下旬の予定。

・出願団体数	389団体
・出願者総数	33,340名
うち1 級	604名
うち2 級	7,019名
うち3 級	25,717名

専門学校留学生担当者研修会

11月21日、専門学校留学生担当者研修会【大阪会場】が大阪府・天満研修センターにおいて開催された。出席者は約70名。専教振・全国学校法人立専門学校協会の共催。

まず、塚原豊隆法務省入国管理局入国在留課法務専門官が「出入国管理の現状と留学生の受け入れについて」と題し、出入国管理行政の概要、留学生の入国・在留の現状、留学生の在籍管理等、構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革、今後の課題などについて講演。塚原専門官は「外国人犯罪を減少させるために、留学生の質を向上させることが今後の課題である。適正な留学生を受け入れるためには、入学選抜が一番重要である」と述べた。

続いて、武田哲一全専協留学生委員会委員長が『専門学校留学生受け入れに関する自主規約』の改正と留学生の入学及び在籍管理に関するガイドラインの制定について講演し、「自主規約は平成5年に創設されたが、その後、平成9年から留学生の就労が認められ、受入数も急増した。

それとともに不法就労・不法滞在等の在留問題も急増している現実がある。東京入国管理局では本年2月、日本語教育施設の不法残留率は4%であるが、専門学校の不法残留率は3倍の12%に達しており、留学生を受け入れている専門学校の過半数が不法残留率5%を超える非適正校になっている、と指摘された」と述べ、自主規約改正の意義を説明した。ガイドラインについては、入学者選抜、留学生受入数、留学生受け入れ時に留意すべき点、学生指導・在籍管理に関して留意すべき点、などのポイントについて言及し、「全ての専門学校が留学生の不法滞在率5%以内の適正校となるよう、不法就労・不法滞在等の防止に努め、留学生の適切な就労の促進に努力してほしい」と受講者に呼びかけた。

なお、11月30日には、同講師により東京都・東京ガーデンパレスを会場として専門学校留学生担当者研修会【東京会場】が開催された。

自己点検・評価研修会

11月21日、専教振・全国学校法人立専門学校協会の共催により、自己点検・評価研修会【大阪会場】が大阪府・天満研修センターにて開催された。出席者は約150名。

鎌谷秀男専教振理事長の開会あいさつに続き、平田眞一自己点検・評価に関する研究委員会委員が、「平成17年度の調査報告と今年度の調査について」と題し、講演を行った。昨年度の調査の結果、多くの専修学校が自己点検・評価に取り組んでいることがわかったこと、今年度の調査においては、職業教育機関である専修学校として重要な職業

人の基礎力にかかる教育活動等に関して自己点検・評価フォーマットを作成したことを報告し、「今後の専修学校の教育内容の充実のためにも、より多くの学校で自己点検・評価を実施していただきたい」と述べた。

続いて、秋葉英一自己点検・評価に関する研究委員会委員が「自己点検・評価と学校運営～学生募集パンフレットから考える」と題し、専修学校における自己点検・評価の経緯や現状、第3者評価への道、学校運営への活かし方などについて講演し、「自己点検・評価には、学校を良くす

るためだけではなく、社会からの要請に応え、説明責任を果たすという側面もある。また、自己点検・評価は担当者だけの仕事ではなく、全教職員に徹底し、地道に進めていくことが大切である」と述べた。

なお、11月30日には、東京都・東京ガーデンパレスを会

場とした同研修会【東京会場】が、開会あいさつに中村徹自己点検・評価に関する研究委員会委員長、「平成17年度の調査報告と今年度の調査研究について」には、中西義裕「自己点検・評価に関する研究委員会」委員を迎え、約160名の参加者をもって開催された。

2006年情報教育指導者研修会

2006年情報教育指導者研修会が、専教振の主催により文部科学省および開催各県教育委員会の後援を得て、高等学校、大学、専門学校教員を対象に、各地区で実施されている。

高等学校の教科「情報」も導入から4年が経過し、情報教育の低年齢化、スキル高度化の中で、教科「情報」は情報教育の指標のひとつとなりつつあるが、依然として、試行錯誤しながら取り組んでいる現状である。今回の研修会では、今後の教科「情報」の方向性や考え方を提起するとともに、高等学校における先進的実践事例ならびに情報教育の新しい視点として、情報デザインの概要と実践事例について紹介する。さらに、来年度から実施予定の、J検を活用した「情報処理技術者試験」の午前試験が免除できる特例措置についての概要、手続き等についても紹介している。

既に開催された地区の研修内容は次のとおり。

神戸会場 10月27日 兵庫県・兵庫国際会館

講師 滑川敬章（千葉県立柏西高等学校）

間辺広樹（神奈川県立高浜高等学校）他

参加者数 50名

盛岡会場 11月2日 岩手県・岩手県民会館

講師 磯崎嘉則（日本学園中学・高等学校）

吉田史明（神奈川県立神奈川総合高等学校）他

参加者数 36名

東京会場 11月10日 東京都・新宿NSビル

講師 高橋重雄（株）コーエー顧問

浅野智（横浜デジタルアーツ専門学校）他

参加者数 52名

広島会場 11月17日 広島県・広島厚生年金会館

講師 間辺広樹（神奈川県立高浜高等学校）

浅野智（横浜デジタルアーツ専門学校）他

参加者数 27名

福岡会場 11月24日 福岡県・アクロス福岡

講師 滑川敬章（千葉県立柏西高等学校）

野尻研一（有）セネカ

参加者数 37名

静岡会場 12月1日 静岡県・私学会館

講師 磯崎嘉則（日本学園中学・高等学校）

井上順子（日本電子専門学校）他

参加者数 40名

情報処理担当者研修会

11月10日、情報処理担当教員研修会が、東京都・新宿NSビルにて受講者合計約65名を得て開催された。主催は専教振。開会あいさつの後、高橋重雄（株）コーエー顧問が「モノ創り教育～ゲームメーカーからの提言」と題し、企業が求める人材ニーズや教育への提言を講演。続いて、「情報デザイン教育の概要と実践」について、今年度後期試験から始まるJ検の情報デザイン試験の目標とする内容や、情報デザイン教育の具体的事例を浅野智氏（横浜デジタル

アーツ専門学校）が発表。

後半からは高等学校の教員も迎え、専教振から「高等学校の変革による情報教育の動向と課題」と題し、関東近県の高等学校の情報教育の現状について説明を行った後、「J検を使ったIT特区施策」について、佐藤和彦氏（日本工学院専門学校）が発表し、盛会のうちに終了した。終了後には、情報デザインの教育事例が大変参考になったという意見や、特区に関する質問が多く寄せられた。

教員と講師のためのビジネス教育研修会

「全ての教育分野、全ての学校でビジネス教育を実践」を目標に、例年全国各地区で開催している本研修は、今年度、全国11会場での開催を予定しており、主な内容は、企業が求める人材像についての講演、専門学校の講師陣によるビジネス教育の導入事例、授業での取り組み方、ビジネス能力検定の紹介や指導がポイントとなっている。

本年度中期に開催された5地区の研修内容は次のとおり。

盛岡会場 9月13日 岩手県・ホテルルイズ

特別講演「学校に期待するビジネス教育」立石貴子ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル人事部研修支配人

事例発表①「コミュニケーション能力をひきだすために」東海林千秋（専門学校盛岡カレッジオブビジネス）

事例発表②「人間力アップでビジネス能力もアップ」高橋豊（船橋情報ビジネス専門学校）

検定受験の研究「2006年カリキュラム改訂のポイント」山

崎厚ビジネス能力検定問題作成委員会委員長

【参加数20名】

長野会場 9月26日 長野県・ホテルメトロポリタン長野
特別講演「企業が求める人材像」野村文孝野村建設（株）
代表取締役社長

事例発表①「働く（仕事をする）ということについて、改めて考えてみよう」梅野文子（国際情報専門学校長野平青学園）

事例発表②「本校におけるビジネス教育の取り組みから」山本富子（専門学校ピーマックス）

検定受験の研究「2006年カリキュラム改訂のポイント」山崎厚ビジネス能力検定問題作成委員会委員長

【参加数40名】

福岡会場 10月6日 福岡県・福岡ガーデンパレス
特別講演「企業が求める人材像」矢頭徹（株）やずや専務取締役

事例発表①「学校をとりまく環境の変化と課題～これからのビジネス教育のあり方～」三好浩（専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス）牧一郎（中村国際ホテル専門学校）

事例発表②「様々な学科におけるB検指導」山本富子（専門学校ピーマックス）

検定受験の研究「2006年カリキュラム改訂のポイント」山崎厚ビジネス能力検定問題作成委員会委員長

【参加数60名】

広島会場 10月20日 広島県・メルパルク広島

特別講演「企業が求める人材像」阿部英史（株）日立システムアンドサービス人財開発部部長代理

事例発表①「調理師学校でのビジネス教育導入と授業展開ーコミュニケーションの実践ー」東出加奈子（辻学園調理・製菓専門学校）

事例発表②「利用客の視点で具体的に考えるビジネス教育授業ー顧客満足戦略の実例に学ぶー」山本航（金沢国際専門学校）

検定受験の研究「2006年カリキュラム改訂のポイント」山崎厚ビジネス能力検定問題作成委員会委員長

【参加数35名】

石川会場 11月2日 石川県・金沢ニューグランドホテル
特別講演「企業が求める人材像」磯理文（株）パシフィックツアーズシステムズ総務部長

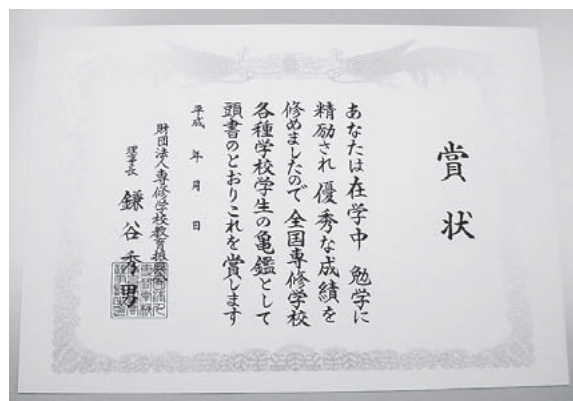
事例発表①「ビジネス実務授業の実例～B検を活用して～」杉崎みどり（国際観光専門学校）

事例発表②「自分を生かす職場」近藤正二（辻学園調理・製菓専門学校）

検定受験の研究「2006年カリキュラム改訂のポイント」山崎厚ビジネス能力検定問題作成委員会委員長

【参加数55名】

教職員・学生生徒表彰のご案内



専教振では例年、規程にもとづき、専修学校各種学校の教職員、学生生徒の方々を対象に、表彰状（A3大：縦310mm、横435mm）を発行しています。

この表彰は、文部科学省所管の公益法人である財団法人専修学校教育振興会理事長名にて行われ、毎年全国から申請を多数いただき（平成17年度 教職員：280名、学生生徒：4,271名）、日頃から熱心なご指導を行ってきた教職員、学業技芸等で優秀な成績を収めた学生生徒にとり、大きな自信や励みとなっております。

本年も、この表彰事業を円滑に行うため、現在、各都道府県協会等に対して、会員校へ周知を依頼しています。

つきましては、会員校の皆様におかれましては、各都道府県協会等より送付いたしております書面により、対象者をお取りまとめのうえ、各都道府県協会等へお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

1. 表彰の対象者

○教職員表彰

専修学校各種学校の教職員としての勤務成績が優秀で、専修学校各種学校教育の発展向上に寄与した功績が著しく、在職（勤続）期間が7年以上の者。

○学生生徒表彰

在学中の学業に対する精励さが卓越し、かつ成績が極めて優秀であると認められる者。

2. 受付期間

毎年1月中旬より2月中旬まで

3. 手続方法

希望校ごとに教職員、学生生徒別の申請書に必要事項を記入し、各都道府県協会等に申請してください。

詳細は各学校に送付いたしました要項等をご覧ください。

教員国内派遣研修・教員研究奨励事業 参加者募集

専修学校教育の振興と専修学校教員の資質向上に資することを目的として、下記の研修事業・研究事業の参加者を募集しています。

①教員国内派遣研修事業

国内の教育・研究機関・企業に一定期間派遣し、知識及び技術を研修し、研究成果を編集する。

②教員研究奨励事業

研究活動を推進・奨励し、研究成果を編集する。

参加希望校は、各都道府県専各協会に各申請書類を平成19年1月12日までに提出願います。

詳しくは、各都道府県専各協会または専教振へお問い合わせください。

また、専修学校教職員を対象として、国立大学及び大学共同利用機関において研究の機会を提供している専修学校研修員制度もございます。派遣の手続きは、派遣を希望する大学等に直接お問い合わせください。

第1回CSMトレーナー養成研修

9月11日から13日までの3日間、東京都・アルカディア市ヶ谷を会場として、専教振主催「第1回CSMトレーナー養成研修」が開催された。

本研修は、「専修学校等教職員向けキャリア・サポート・マインド養成講座（CSM講座）を運営する講師（ファシリテーター）」を養成し、認定・登録することを目的としている。受講資格は、キャリア・カウンセリングに関する資格並びに経験を有すること、CSM講座修了者であること等が条件となっている。

講師は、専教振CSM研修運営委員会の小林智明委員（NPO日本キャリア・カウンセリング研究会学校プロジェクト委員）。事前の書類審査及び面接審査を経て受講が認められた5名が参加。

研修はCSMトレーナー養成カリキュラムに基づき、1日目は「オフサイトミーティング」、「CSM講座の設計意思と実習内容」、「トレーナーズ・ガイドの使い方」、「ファシリテーション」、2日目は「CSM講座における実習の詳細解説」、「講義法」をテーマに進められ、3日目は「規定課題」と「選択課題」による実技審査と相互アドバイスが行われた。

実技・実習を中心とした体験学習スタイルによって所定の全プログラムを実施し、全日程を終了した。

実技審査並びに総合評価により合格と認められた受講者は、所定の手続きを経て、「CSMトレーナー」として認定・登録される。

平成19年版全国専修学校総覧 刊行のお知らせ

専教振では、専修学校制度発足以来、年度毎に全国の専修学校を網羅した、「全国専修学校総覧」を刊行し、全国の高等学校進路指導部をはじめ、関係官庁やハローワーク、各種金融機関等で広く活用されています。

本年も文部科学省、全国の関係官庁、各専修学校等のご協力を得て、9月1日に刊行いたしました。

「平成19年版全国専修学校総覧」は、専修学校制度の解説から現状と動向、進学上のポイントや就職状況などを掲

載する「解説編」、平成18年5月1日現在で設置されている専修学校すべてを私立・国立・公立別、都道府県順に掲載する「名簿編」、ご賛同、ご協力いただいた個々の専修学校について詳細を掲載する「学校案内編」の3部で構成されています。

刊行に当たりまして、ご協力をいただきました皆様に、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬご協力を賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

平成19年版全国専修学校総覧 お詫びと訂正

9月1日に専教振が発行いたしました「平成19年版全国専修学校総覧」におきまして、下記の誤りがありましたので、ここにお詫びし訂正いたします。

なお、来年度以降から学則が変更されるものについては、平成20年版にて訂正いたします。

○東北外国語専門学校（p 77）

学科／正 専門（教・社）国際教育

専門（文）英語、日中通訳、日本語、留学、国際観光

高等（文）国際教養

○高山理容美容総合専門学校（p 161）

学科／正＝専門（衛）美容、理容、エステティック

○伊勢志摩リハビリテーション専門学校（p 174）

学科／正＝専門（医）理学療法

平成18・19年度年間予定

役員会・総会等

●全専各連理事会

平成19年2/21(水)

東京都・アルカディア市ヶ谷

●全国学校法人立専門学校協会理事会

平成19年2/22(木)

東京都・アルカディア市ヶ谷

●専教振評議員会・理事会

平成19年3/15(木)

東京都・アルカディア市ヶ谷

ブロック会議

●中国ブロック会議

平成19年7/12(木)

山口県山口市・山口グランドホテル

●近畿ブロック会議

平成19年7/19(木)

京都府京都市・ウェスティン都ホテル京都

●九州ブロック会議

平成19年7/27(金)～28(土)

福岡県福岡市・ホテルセントラザ博多

●四国ブロック会議

平成18年8/2(木)～3(金)

徳島県徳島市・ホテルグランドパレス徳島

●中部ブロック会議

平成19年8/23(木)～24(金)

三重県四日市市・四日市都ホテル

●北関東信越ブロック会議

平成18年8/28(火)

茨城県水戸市・ホテルレイクビュー水戸

●東北ブロック会議

平成19年9/13(木)～14(金)

秋田県秋田市・秋田ビューホテル

その他会議

●平成19年度事務担当者会議

平成19年4/19(木)

東京都・アルカディア市ヶ谷

検定試験等

●第21回色彩士検定

【1級理論・2級・3級】

平成19年1/14(日)

●文部科学省後援・情報処理活用能力検定(J検)

◇平成18年度後期試験

【情報システム試験・情報デザイン試験】

平成19年2/4(日)

◇平成19年度前期試験

【情報活用試験1級・2級・3級】

平成19年6/17(日)

【情報システム試験・情報デザイン試験】

平成19年9/9(日)

◇平成19年度後期試験

【情報活用試験1級・2級】

平成19年12/9(日)

【情報システム試験・情報デザイン試験】

平成20年2/3(日)

●文部科学省後援・ビジネス能力検定(B検)

◇第21回【1級2次】

平成19年2/4(日)

札幌・東京・福岡

平成19年2/11(日)

仙台・東京・大阪

◇第22回【2級・3級】

平成19年7/1(日)

◇第23回【1級1次・2級・3級】

平成19年12/2(日)

研修会・説明会等

●ビジネス教育「教員と講師のための研修会」

＜静岡会場＞平成19年1/30(火)

静岡県・私学会館

＜愛媛会場＞平成19年2/20(火)

愛媛県・ホテルJALシティ松山

＜鹿児島会場＞平成19年3/14(水)

鹿児島県・鹿児島東急ホテル

●第11回ビジネス教育事例発表研修会

平成19年2/15(木)～16(金)

東京都・アルカディア市ヶ谷

●情報教育指導者研修会

＜沖縄会場＞平成19年2/9(金)

沖縄県・沖縄産業支援センター

●管理者研修会

平成19年2/5(月)

東京都・アルカディア市ヶ谷

その他

●第17回全国高等専修学校体育大会

平成19年7/24(火)～27(金)

山梨県・富士北麓公園他

●第19回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山」

平成19年11/2(金)～6(火)

岡山県・岡山県総合グラウンド他

学生・生徒手帳の予約受付を開始いたしました

『専門学校学生手帳』『高等専修学校生徒手帳』の予約受付が始まりました。この手帳は、長年にわたりご利用をいただいている学校からのご意見・ご要望を取り入れ、「高等専修学校生（専門学校生）の心がまえ」、「専門学校生が取得できる資格一覧」等の内容を盛り込んだ、専教振企画のオリジナル手帳です。

価格は、〈共通版〉1部265円（消費税別途）より、50部以上のご注文からは校名・校章等をカバーに金字刻印できます（別料金）。さらに200部以上からは、学校独自の頁（校則等）を加えた〈差替版〉や〈特注版〉も受け

付けています。共通・差替・特注版ともに、カレンダーや年間スケジュール等の共通に利用できる部分を大量一括で印刷するため、低価格でのご提供となっています。

学生・生徒手帳を導入されていない学校や来年度からの導入を計画中の学校、手帳の改訂を検討中の学校におかれましては、この機会に是非お申し込みください。

なお、見本を希望される学校は、専門学校学生手帳と高等専修学校生徒手帳の別、担当者のお名前を明記し、送料として160円（2部の場合は200円）分の切手を同封の上、下記までお申し込みください。

【お問い合わせ・ご注文先】

ナカバヤシ（株）販促業務部 担当 斉藤
〒174-8602 東京都板橋区東坂下2-5-1
電話 03（3558）1252

「国の教育ローン」 ご案内

「国の教育ローン」は、教育にかかる家庭の経済的な負担の軽減と教育の機会均等を図るために、国によって創設された融資制度です。

「国の教育ローン」は、専修学校等の入学時のみならず在学中の教育費用についても取り扱いができることなどから、昭和54年に制度が発足して以来、これまでに延べ400万人の方々にご利用いただいております。

ご利用いただける方は、世帯の年間収入が給与所得者については990万円以内（事業所得者は770万円以内）で、専修学校・各種学校等へ入学・在学される方の保護者です。（ご親族またはご本人様でもご利用いただける場合があります）

▽ご融資金額＝学生・生徒お1人につき200万円以内

▽お使いみち

学校に入学・在学するために必要となる次の資金

○学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）

○受験にかかった費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）

○アパート・マンションの敷金・家賃など

○教科書代、学習用品費、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など

（注）1. 1年分の費用が、ご融資の対象となります。

2. 入学資金については、入学される月の翌月末までの取扱となります。

▽利率＝2.3%（平成18年11月10日現在）

▽返済期間＝10年以内（交通遺児家庭・母子家庭の方は11年以内）

▽据置期間＝在学期間内で元金のご返済を据置くことができます。（ご返済期間に含まれます）

▽返済方法＝毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済、ステップ返済も可）

▽保証＝（財）教育資金融資保証基金または連帯保証人1名以上

*（財）教育資金融資保証基金による保証をご利用いただく場合は、別途保証料（年1.0%相当分）が必要です。

▽お申し込み窓口＝国民生活金融公庫各支店または最寄りの金融機関の窓口

お問い合わせは、国民生活金融公庫の教育ローンコールセンターまで。また「国の教育ローン」に関する情報を、24時間対応が可能な「国の教育ローン」テレホン・FAXサービスでご提供しております。

●教育ローンコールセンター 0570-008656（ナビダイヤル）
ナビダイヤルがご利用いただけない場合 03(5321)8656

●テレホンFAXナンバー 東京 03(3242)8739
名古屋 052(222)8739
大阪 06(6541)8739

ホームページからお申し込みいただけます。

●ホームページアドレス

<http://www.kokukin.go.jp/>

携帯電話用ホームページアドレス

http://www3l.ocn.ne.jp/~nlfc_kyouiku/

専修学校各種学校 学生生徒災害傷害保険のご案内

補償内容

学生・生徒の日常の大半を占める、正課中、学校行事中、学校休憩時間中、課外活動中の傷害事故

実習中等の賠償事故

補償金額・掛け金（保険料）

補償内容	正課中		通学中	
	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
死亡保険金	2,000万円	1,200万円	1,000万円	600万円
後遺障害保険金	90万円～3,000万円	54万円～1,800万円	45万円～1,500万円	27万円～900万円
入院保険金	事故の日から180日を限度に1日につき4,000円			
通院保険金	通院日数90日を限度に1日につき昼間部の場合1,200円・夜間部の場合1,000円			
賠償責任保険	対人補償 1名 5,000万円限度／1事故5億円限度 対物補償 500万円限度			
保険期間	昼間部		夜間部	
	通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有
1年	440円	700円	450円	630円
2年	770円	1,250円	820円	1,160円
3年	1,120円	1,810円	1,190円	1,680円
4年	1,430円	2,310円	1,510円	2,140円

※半年単位での契約も可能です

インターンシップ活動賠償責任保険

補償の対象者

学生生徒災害傷害保険に加入の学生に限ります

補償金額・年間保険料

学生がインターンシップ活動中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまった場合に備えた、賠償責任保険制度です。

活動内容	正課・学校行事または課外活動として行われるインターンシップ活動
補償金額	対人 1名1事故につき 1億円限度 対物 250万円限度 (免責金額5,000円)
保険料(1人につき)	250円

医療分野学生生徒賠償責任保険

補償の対象者

学生生徒災害傷害保険に加入の学生に限ります

補償金額・年間保険料

「学生生徒災害傷害保険」に付帯されている賠償事故補償においては、「臨床、看護、歯科衛生・技工、診療放射線、理学療法、柔道整復師、あんま、マッサージ、はり、きゅう」などの医療関連実習の際の学生生徒の賠償責任事故が対象外となっていました。平成15年からは、正課および学校行事として行われる学校の管理下(インターンシップ活動も含みます。)の上記医療関連実習の際の学生生徒の賠償責任事故を補償するコースを新設しました。

支払い限度額	対人 1名につき 1億円限度 1事故につき 1億円限度 対物 1事故につき 1億円限度
自己負担額	なし
保険料(1人につき)	1,000円

学校賠償責任保険

補償の対象者

各学校

補償金額・年間保険料

傷害保険と異なり、学校側の過失によって、学生生徒または第三者に対する賠償事故が発生し、学校が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる保険制度です。

補償金額	対人 1名につき 5,000万円限度 1事故につき 5億円限度 対物 1事故につき 500万円限度 (免責金額:1万円)
保険料(1人につき)	4月1日～翌年3月31日 42円 (1カ月単位での契約が可能です)

個人情報漏えい保険

補償の対象者

各学校

補償金額・年間保険料

平成17年度より募集

本保険は、2つの補償で構成されています。

①賠償責任部分: 個人情報の漏えいによって、学校が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。
②費用部分: 個人情報漏えい、学校が事故への対応のために支出した必要不可欠な各種費用について保険金をお支払いいたします。

ご契約タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	学生生徒数	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
賠償責任部分 (1請求・期間中)	1,000万円	3,000万円	1億円	～350名	3万円	5万円	10万円
費用部分 (1事故・期間中)	100万円 (縮小てん補90%)	300万円 (縮小てん補90%)	1,000万円 (縮小てん補90%)	351～500名			
自己負担額 (免責金額)	賠償・費用ともに1事故につき	各20万円		501～1,000名			
				1,001名～			

※保険料が記載されていないゾーン(□部分)の保険料については、(株)第一成和事務所までお問い合わせ下さい。

※このご案内は本制度の概要をご説明したものです。詳細は下記までご照会下さい。

【お問い合わせ先】



東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
お問い合わせ先: ☎0120-868-100 平日/午前9:00～午後6:00 (土日・祝日は休日とさせていただきます。)
ホームページアドレス: <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

安心・安全をひろげたい。
マングローブ植林は、
地球の未来にかけた保険です。

私たち東京海上日動は、地球温暖化の原因となるCO₂の増加に影響を与えない「カーボンニュートラル」な会社です。ひろく地球全体を「安心・安全」でつみこむために、当社はこれからもマングローブ植林をつづけていきます。

東京海上日動

東京海上日動火災保険株式会社 公務第2部公務第1課

住所: 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST11F 電話 03-5223-2607
取扱代理店(株)第一成和事務所 住所: 東京都中央区日本橋本町3-8-3 東硝ビル 電話 03-5645-1071

三井住友海上火災保険株式会社

株式会社 損害保険ジャパン

「疾病補償型学生新保障制度」のご案内

学校管理下の学生生徒の傷害事故等を保障する学生生徒災害傷害保険に加えて、学生生徒の傷害事故、疾病を24時間カバーする疾病補償型学生新保障制度を平成18年3月に財団法人専修学校教育振興会として創設いたしました。

この制度は、傷害治療にともなう諸費用の補償（治療実費、交通費・差額ベット代等）や心筋梗塞、脳疾患、熱中症などの全疾病を担保し、更に学生生徒の保証人に生じた疾病を含む災害を補償することにより、学生生徒をとりまく複雑化した社会のニーズに対応できる内容となっております。

○新保障制度の内容と補償額(学生生徒1人につき7,000円負担の場合)

保 険 種 類	補 償 金 額	補 償 内 容
普通傷害保険	死亡後遺障害150万円 治療諸費用30万円	学生の24時間傷害事故について補償します。医師の治療を要し治療が始まった日から要した健康保険の自己負担額等を治療諸費用保険で支払。
個人賠償保険	死亡後遺障害50万円 賠償責任保険1000万円	偶然な事故により他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負わされたときに賠償責任保険として支払。
学生葬祭保険	葬祭費用保険100万円	学生の傷害及び疾病による死亡を、学校管理下外でも24時間補償して支払。
弔慰金規程費用保険	弔慰金50万円	保証人の死亡に関して、事故によるケガ又は疾病がもとで死亡した場合、葬祭費用保険金を支払。

引き受け保険会社:エース保険株式会社・日新火災海上保険株式会社
代理店運営:株式会社ジャパン・プロテクト・システムズ

認定事務局

株式会社 ジャパン・プロテクト・システムズ

〒542-0012 大阪市中央区谷町9-1-22 NK谷町ビル

TEL:06-6191-8100 フリーダイヤル:0120-396-390

平成19年度J検試験日程

情報活用試験

<前期(一般試験)>

試験日 平成19年6月17日(日)
出願期間 平成19年4月1日(日)～5月10日(木)
実施級/受験料 1級 4,000円
2級 3,500円
3級 1,500円

<後期(一般試験)>

試験日 平成19年12月9日(日)
出願期間 平成19年9月1日(土)～10月中旬
実施級/受験料 1級 4,000円
2級 3,500円

※一般試験3級は6月のみ実施

<後期(期日指定方式)> ※団体限定・3級のみ

試験期日A日程 平成19年12月2日(日)～12月8日(土)
試験期日B日程 平成20年1月27日(日)～2月2日(土)
出願期間A日程 平成19年9月1日(土)～10月25日(木)
出願期間B日程 平成19年11月1日(木)～12月14日(金)
実施級/受験料 3級 1,500円

「創る」「使う」「伝える」

情報検定 はJ検

情報システム試験

システムエンジニア認定

プログラマ認定

<前期>

試験日 平成19年9月9日(日)
出願期間 平成19年6月1日(金)～7月25日(水)
実施級/受験料 基本スキル 2,500円
システムデザインスキル 2,000円
プログラミングスキル 2,000円

<後期>

試験日 平成20年2月3日(日)
出願期間 平成19年11月1日(木)～12月14日(金)
実施級/受験料 基本スキル 2,500円
システムデザインスキル 2,000円
プログラミングスキル 2,000円

情報デザイン試験

ビジュアルデザイン分野認定

インタラクティブメディアデザイン分野認定

プレゼンテーション分野認定

<前期>

試験日 平成19年9月9日(日)
出願期間 平成19年6月1日(金)～7月25日(水)
実施級/受験料 必修共通科目 2,000円
ビジュアルデザイン 1,500円
インタラクティブメディアデザイン 1,500円
プレゼンテーションデザイン 1,500円

<後期>

試験日 平成20年2月3日(日)
出願期間 平成19年11月1日(木)～12月14日(金)
実施級/受験料 必修共通科目 2,000円
ビジュアルデザイン 1,500円
インタラクティブメディアデザイン 1,500円
プレゼンテーションデザイン 1,500円

このほか、試験に関する情報は順次J検ホームページ等に公開していく予定です。

ホームページURL: <http://www.sgec.or.jp/jken>

お問い合わせ: 検定試験センター TEL.03-5275-6336

Information 研 修 会 の お 知 ら せ

ビジネス教育「教員と講師のための研修会」開催のご案内

今年度は、盛岡、仙台、長野、名古屋、広島、福岡、那覇などを重点地区として研修会を開催しています。これら7会場に加えて北陸、四国、九州地区での開催も予定しております。研修は、ビジネス事例の発表と、地元企業からの講師を中心に受講者参加型の内容となっています。なお、各地区により講師、テーマは多少異なります。

詳細と参加申し込み方法については、ホームページ（<http://www.sgec.or.jp/bken>）に掲載しております。

○静岡（1月30日 静岡県私学会館）

○鹿児島（3月14日 鹿児島東急ホテル）

○愛媛（2月20日 JALシティ松山）

情報教育指導者研修会開催のご案内

今年度も10月から2月にかけて、東北、関東、中部、関西、中国、九州等の各地域にて、情報教育指導者研修会を開催いたします。情報リテラシー教育などをテーマに、事例発表、参加者による討議などの内容を企画しています。

日程、内容の詳細、参加申込方法等については、開催時期に合わせてご案内をお送りするほか、ホームページ（<http://www.sgec.or.jp/jken>）に掲載いたしますので、合わせてご覧ください。

○沖縄（2月9日 沖縄産業支援センター）



B 検ナビ OPEN!

<https://www.bkennavi.jp/bken>

B 検の解答解説、授業の事例など情報が盛りだくさん
B 検HPからアクセスできます

+ B 検喫茶
B 検用語集
B 検公開クラス掲示板 など

+ B 検合格塾
B 検問題解説
B 検の傾向と対策 など

+ 教員企業向け情報
ビジネス教育事例集
B 検の問題ができるまで など

専修学校各種学校生の就職を応援します

文部科学省後援

ビジネス能力検定

<http://www.sgec.or.jp/bken>

平成19年度試験日程

第22回検定実施日 平成19年7月1日(日)

- 実施級：2級、3級
- 出願期間：平成19年4月1日(日)～5月中旬
- 受験料：2級3,800円 3級2,800円

第23回検定実施日 平成19年12月2日(日)

- 実施級：1級(1次)、2級、3級
- 出願期間：平成19年9月1日(土)～10月中旬
- 受験料：1級6,000円 2級3,800円 3級2,800円



財団法人専修学校教育振興会 検定試験センター

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-9 TEL.03-5275-6336 FAX.03-5275-6969